

豊岡市屋外広告物条例 しおり

～みんなで作る豊岡らしい広告景観～



豊岡市

はじめに

豊岡市には、悠久の時を経て形成された豊岡固有の地形風土と四季折々の豊かな自然の中で、歴史と伝統、文化、生業により生み出された数々の豊岡らしい景観があります。また、その景観は、市民みんなの大切な資産であり、だからこそ公共性があります。

この素晴らしい景観を保全、育成、創造して次世代に継承し、豊かな地域環境と地域特性を活かした魅力と活力ある豊岡を実現するため、平成 24 年 8 月に景観法に基づく豊岡市景観計画を策定し、同年 11 月から豊岡市景観条例を施行しました。このことにより、建築等に関する行為に対して豊岡市景観条例に基づく助言・指導を行いながら、豊岡らしい景観への誘導を図っています。

一方、屋外広告物は情報の発信者及び受け手にとって有益な伝達方法として広く一般に親しまれ、良質なものは街を活気づける要因にもなる反面、街なかや田園地帯の区別なく、主要幹線沿いや観光地などに無秩序に乱立すると、その素晴らしい景観を阻害することは少なくありません。

そのため、豊岡市景観計画に即した市独自の豊岡市屋外広告物条例を制定することにより、広告物に対する助言・指導を通して豊岡らしい広告景観への誘導を図り、豊岡市景観条例と豊岡市屋外広告物条例が連携した総合的な景観施策の推進を図っていきます。

豊岡市屋外広告物条例の施行に伴い、豊岡らしい広告景観の実現に向け、ルールを守り地域の環境と調和した広告物を表示するため、市民、事業者、行政などが相互の役割と責任を認識し、共に考え、共に取り組み、連携や協力を深めながら進めていくことが必要です。

目 次

・ 屋外広告物の定義及び屋外広告物条例における概要	3
・ 禁止物件	5
・ 禁止地域及び許可地域の抜粋	6
・ 許可地域及び許可の基準抜粋	7
・ 適用除外広告物抜粋	13
・ 適用除外広告物における許可等の基準抜粋	15
・ 許可申請手続き	18
・ その他の事項	20
・ 屋外広告物規制概要図	21

屋外広告物の定義及び屋外広告物条例における概要

屋外広告物の定義

規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、のぼり旗などをいいます。

また、広告物を表示等するための架台若しくはおもりなども規制の対象となります。

このため、商業広告だけでなく、営利を目的としないものであっても、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物となります。

なお、文字により表示されたものだけでなく、絵、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージなどが表示されているものも屋外広告物に含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に含まれません。

- 街頭で配布されているチラシなどの定着性のないもの
- 建築物の窓ガラス等の内側から表示等されているもの
- 駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物
- 工場、野球場、遊園地等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- 音響広告 など

豊岡市屋外広告物条例における概要

目的

この条例は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物及び広告物を掲出する物件について必要な規制を行うとともに、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進し、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（ 公衆に対する危害とは、屋外広告物の倒壊等における直接的な危害と屋外広告物を設置することにより、見通し不良又は信号機、道路標識の妨害等による危害も含まれます。 ）

条例の適用範囲

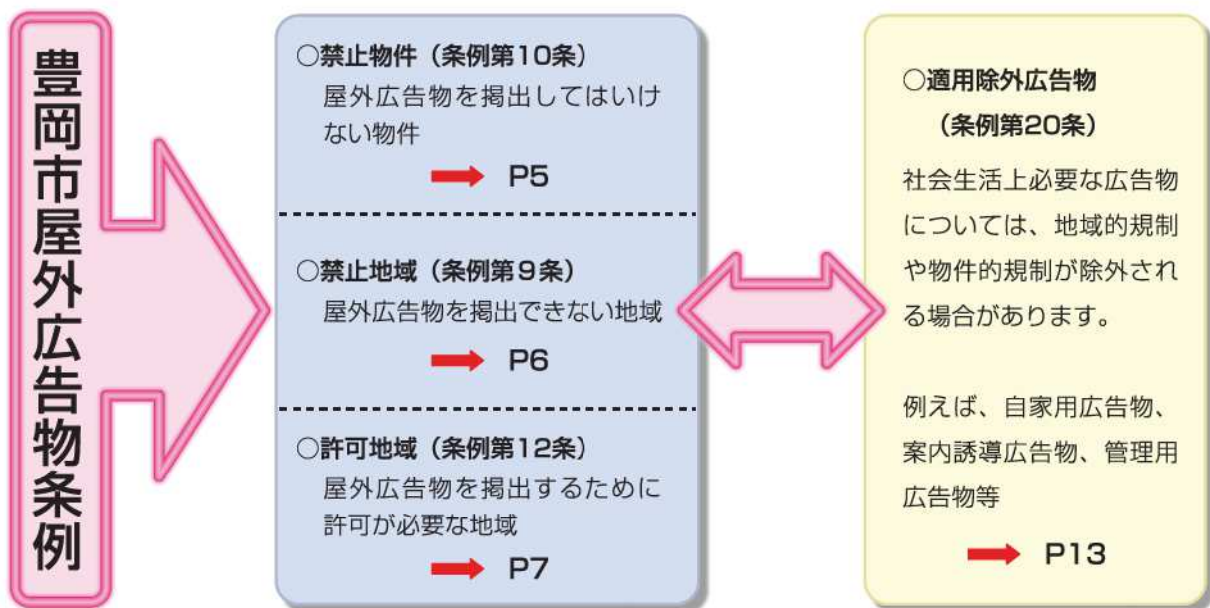
豊岡市の全域

（ ただし、屋外広告物の登録及び、電車に表示する広告物に係る事務等については、兵庫県屋外広告物条例の適用を受けます。 ）

規制の概要

良好な景観若しくは風致維持、公衆に対する危害の防止及び地域の良好な景観の形成を図るため、特定の地域や場所において屋外広告物を掲出することを禁止しており、その他の地域や場所についても掲出にあたっては許可が必要です。

また、信号機や街路樹など屋外広告物を掲出してはいけない物件を決めています。



禁止広告物

禁止物件、禁止地域、許可地域及び適用除外広告物に関係なく、以下の広告物を掲出することはできません。(条例第11条)

- ①著しく汚染、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効力を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害し、又は阻害する恐れがあるもの

禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が掲出されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたす恐れがあることから、掲出を原則禁止している物件を指定したものです。

広告物を掲出できない物件（条例第10条第1項、第3項）

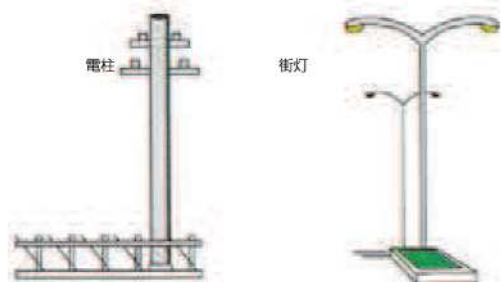
- ①橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ②石垣、擁壁その他これらに類するもの
- ③街路樹及び路傍樹
- ④信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- ⑤パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- ⑥市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
※市長が指定する区域とは、国立公園・国定公園・県立自然公園の特定地域、風致地区など、特に景観に配慮を要する区域
- ⑦消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑧郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- ⑨発電用設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑩煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑪銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑫景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑬県景観の形成等に関する条例による景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- ⑭道路の路面



はり紙、はり札、広告旗及び立看板を表示できない物件（条例第10条第2項）

- ①電柱、街灯その他これらに類するもの（上記⑥以外）
- ②アーチの支柱及びアーケードの支柱

はり紙・はり札・立看板の禁止



禁止地域及び許可地域の抜粋

禁止地域とは、主として良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の掲出を禁止する必要がある特定の地域や場所を指定したものです。

なお、自然豊かな地域、都市環境の優れた地域、道路及び鉄道沿道地域など様々な特性を有する地域が含まれているため、第1種から第3種までの地域に区分されます。また、禁止地域を除く市の区域は、許可地域になります。（条例第9条・第12条）

禁止地域及び許可地域の指定地域等

第1種禁止地域

- ・ 県緑豊かな地域環境の形成に関する条例により指定された山を守る区域（1号区域）、山を生かす区域（2号区域）
- ・ 文化財保護法、県文化財保護条例、市文化財保護条例により指定された建造物の周囲又は史跡名勝天然記念物に指定された地域等
- ・ 森林法により指定された風致保安林の区域
- ・ 国立公園、国定公園及び県立公園の区域（普通地域を除く、市長が指定する区域を除く）
- ・ 県道香美久美浜線の路端から1,000m以内の区域（市長が指定する区間に限る）

第2種禁止地域

- ・ 用途地域における第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び伝統的建造物群保存地区
- ・ 県景観の形成等に関する条例により指定された広域景観形成地域（市長が指定する区域を除く）
- ・ 豊岡市景観計画において指定された景観形成重点地区（近隣商業地域、商業地域を除く）
- ・ 県緑豊かな地域環境の形成に関する条例により指定された歴史と賑わいの区域（2項区域）、自然と人の交流の区域（2項区域）、海辺の区域（2項区域）
- ・ 国立公園、国定公園及び県立公園の区域における普通地域（市長が指定する区域を除く）
- ・ 都市公園法に基づく都市公園
- ・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
- ・ 古墳、墓地、火葬場及び葬儀場の敷地、社寺、教会の境域

第3種禁止地域

- ・ 一般国道178号、312号、426号、482号及び県道豊岡瀬戸線、豊岡日高線、日高竹野線の路端から100m以内の区域（市長が指定する区間に限る、指定する区域を除く）
- ・ JR山陰本線の路端から100m以内の区域（市長が指定する区間に限る、用途地域を除く）
- ・ 円山川の区域境界線から100m以内の区域（市長が指定する区間に限る、用途地域を除く）
- ・ 県立但馬飛行場の周囲100m以内の区域

許可地域【特定区域】

- ・ 禁止地域を除くJR山陰本線の路端から100m以内の区域

許可地域

- ・ 禁止地域を除く市の区域

- ① 特定区域とは、野立広告物（自己敷地外に建植えするもののうち、案内誘導等以外のもの）が掲出できない区域。
- ② 一の地域等が、第1種禁止地域及び第2種禁止地域、第1種禁止地域及び第3種禁止地域、又は第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域に重複して該当する場合にあっては、当該地域又は場所は、第1種禁止地域とする。
- ③ 一の地域等が、第2種禁止地域及び第3種禁止地域に重複して該当する場合にあっては、当該地域又は場所は、第2種禁止地域とする。

許可地域及び許可の基準抜粋

許可地域とは、屋外広告物を掲出する場合にあらかじめ屋外広告物を掲出する許可を受ける必要のある地域を指定したものです。

許可地域では、広告物の面積、高さ、表示又は設置の場所、色彩その他の表示方法について許可基準を定めており、共通基準のほかに広告物の種類ごとの個別基準を満たす必要があります。

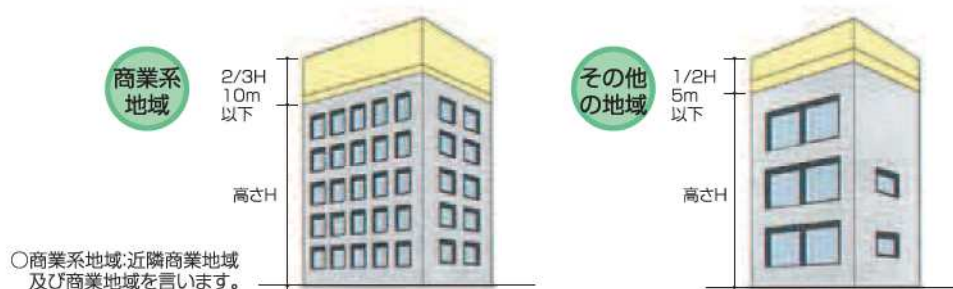
【共通基準】

- ①特に景観に配慮すべき地域では、広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠などを当該景観と調和したものとすること。
- ②広告物の裏面、側面及び広告物を掲出する物件は、塗装その他の方法により装飾をし、その装飾を表示面と調和したものとすること。
- ③ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第1種低層・中高層住居専用地域、第2種低層・中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物で、これらの地域から視認できるものは、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの(以下「LEDサイン」という。)を使用せず、かつ、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)がないものとすること。

【個別基準】

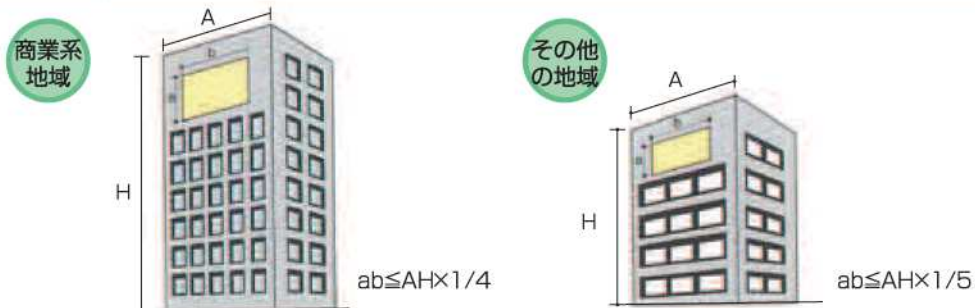
1. 屋上を利用するもの

区 分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下(準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下)
地上からの高さ	45m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	30m以下(同左)
掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	○建築物(屋上構造物を除く。)の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること。	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止



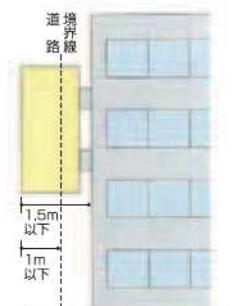
2. 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下)	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
地上からの高さ	45m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	30m以下(同左)
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがらないこと(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚) 	



3. 壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	45m以下	30m以下
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面の上端を超える突出禁止 ○広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止 	



4. 自己の敷地に建植えるもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれの接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下) 	
数量	2基以下	
地上からの高さ	15m以下(LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)	
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、材・管の露出している材サイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

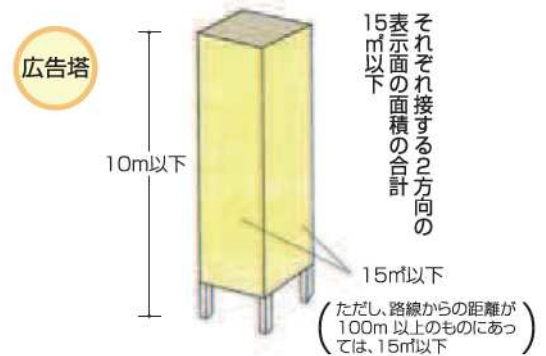


5. 自己敷地外に建植えする一般的なもの（野立広告物）

区 分	特定区域を除く許可地域
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下(路端距離100m以上のものは20㎡以下)、 表示面積20㎡以下(路端距離100m以上のものは40㎡以下) ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下 (路端距離100m以上のものは30㎡以下) 表示面積30㎡以下(路端距離100m以上のものは60㎡以下)
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上(路端距離100m以上のものは100m以上)
掲出場所	○特定区域への掲出禁止 ○交通信号機・踏切からの距離5m以上
色 彩	彩度の高い色(マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。)の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等(LEDサイン及び光ファイバーを利用するものをいう。以下同じ。)の使用・光源の点滅の禁止



広告板：広告表示が板状で、1面又は2面に表示されるものをいう。



広告塔：広告表示面を含め、その構造が多角性、円柱等の立体構造のものをいう。

6. 自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

区 分	特定区域	その他の区域
1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①道 標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説 明 板 4㎡以下 ④そ の 他 6㎡以下	5に定める基準に適合していること。 (案内図板にあつては、5の掲出場所及び色彩の基準を除く)
地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下)	
相互距離	5m以上	
色 彩 (案内図板以外のもの)	○彩度の高い色の色数は2色以下 ○彩度の高い色を使用する地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ)部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	
掲出場所	○交通信号機・踏切からの距離5m以上	
その他の表示方法	○寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	

7. 自己敷地外に建植えする案内誘導のためのもの（案内誘導広告物）

区 分	特 定 区 域	その他の区域
1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	○2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下	5に定める基準に適合していること。
横の長さ	2m以下	
地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下)	
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内	
相互距離	5m以上	
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
色 彩	○彩度の高い色の色数は2色以下 ○彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。	

8. 電柱、街灯を利用するもの

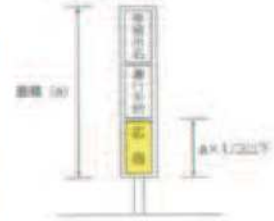
区 分	電柱を利用するもの	街灯を利用するもの
規 格 1方向の表示面の面積	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻き付けるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下	0.2㎡以下
数 量	電柱1本につき、 突出するもの、巻き付けるもの 各1個	街灯1本につき、 突出するもの 1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上) ②巻き付けるもの 1.2m以上	
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上	
色 彩	○彩度の高い色の色数は2色以下 ○地色への彩度の高い色の使用禁止	○彩度の高い色の色数は2色以下 ○地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)
その他の表示方法	突出するもの ○設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること。 ○電柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする。こと。 ○同一商店街に掲出するものにあつては、規格を統一すること。 ○厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること。



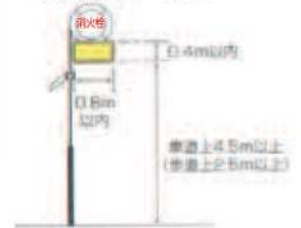
9. バス停留所標識、消火栓標識を利用するもの

区分	バス停留所標識を利用するもの	消火栓標識を利用するもの
規格 1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下	縦0.4m以下 横0.8m以下
数量	1個	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	——	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
掲出場所	——	交通信号機からの距離5m以上
色彩	○彩度の高い色の色数は2色以下 ○地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること。	

バス停留所標識を利用するもの



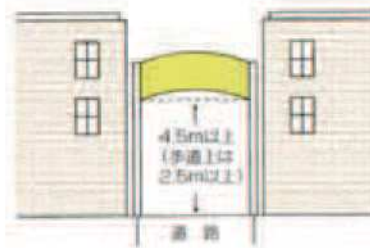
消火栓標識を利用するもの



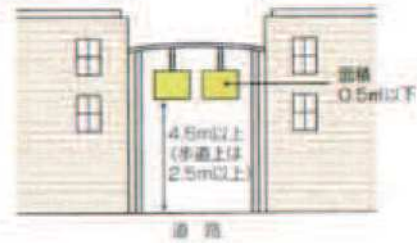
10. アーチ、アーケードを利用するもの

区分	アーチを利用するもの	アーケードを利用するもの(一時的に掲出するものを除く)
1方向の表示面の面積	——	0.5㎡以下
数量	——	広告物等を表示し、又は設置しようとする者1人につき、1個とすること。
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
その他の表示方法	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする。○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	○同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること。 ○照明を伴うものであること。 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

アーチを利用するもの



アーケードを利用するもの



11. 電車に表示するもの(兵庫県屋外広告物条例による許可が必要)

電車の車体に表示する広告物に関しては、兵庫県庁担当課が窓口となります。

12. 自動車に表示するもの

- ① 宣伝車（自動車登録規則別表第2 に規定する広告宣伝車用自動車をいう）
消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。
- ② 路線バス・その他の自動車（宣伝車を除く。）
表示面積は、側部にあつては1側部につき3㎡以下、後部にあつては1㎡以下とすること。
前部には表示しないこと。
（ラッピングバス等については、別途基準が適用されます。）



13. 垣、塀を利用するもの

- ① 表示面積の合計は、掲出される垣又は塀の面の面積の1/4以下とすること。
- ② 2個以下とすること。
- ③ 垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

14. 広告幕（壁面を利用するものを除く）

横断幕にあつては、道路面からの高さが4.5m以上であること。

15. アドバルーン

幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること。

16. 広告旗

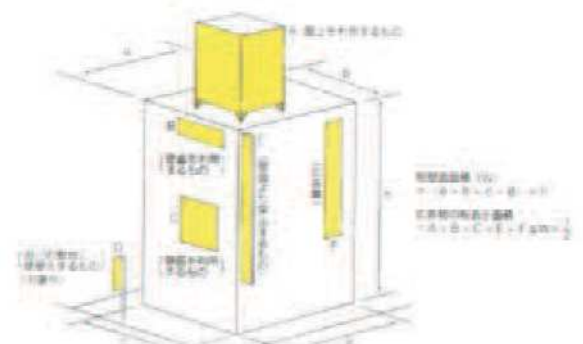
- ① 表示面積は2㎡以下とすること。
- ② 道路の路肩から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。

17. 置看板

- ① 1方向の表示面積は2㎡以下とすること。
- ② 道路上には設置しないこと。

【広告物等の総表示面積の規制】

- ① 高さが15mを超える建築物に掲出する広告物の総表示面積は、一建築物の壁面合計面積（近隣商業地域及び商業地域にあつては45㎡以下、その他の地域にあつては30㎡以下の面積）の1/2を超えないこと。（条例第18条、規則第9条）
- ② 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は風致地区（禁止地域を除く）にあつては、一の敷地内に掲出する広告物（自家用広告物は除く）の表示面積は10㎡以下であること。



適用除外広告物抜粋

適用除外広告物

社会生活上必要な広告物については、その掲出目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、地域の規制や物件的規制が適用されない場合があります。

1. 許可を受けることなく、禁止地域・禁止物件又は許可地域に掲出できるもの 条例第20条第1項、規則第11条

(1)他法令の規定によるもの	道路法、建築基準法、建設業法等に基づき掲出するもの
(2)公共広告物	国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体が公共目的をもって掲出するもの(公共的団体が掲出するものは、寄贈者名等表示の割合が1/5以下のもの) ※表示面積5㎡を超えるものは、公共広告物等表示・設置届が必要となります。 【市長が指定する公共的団体】 ① 国や地方公共団体が出資等している団体(株式会社を除く) ② 国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体 ③ 土地改良区等の公共組合 ④ 日本赤十字社 ⑤ 社会福祉事業法による社会福祉法人 ⑥ 自治会、町内会等の団体
(3)選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
(4)応急措置としてのもの	非常災害のため必要な応急措置として提出するもの
(5)寄贈者名等表示広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を掲出するもの

2. 許可を受けることなく、禁止地域又は許可地域に掲出できるもの 条例第20条第2項、規則第12条、第14条第2項

(1)自家用広告物	自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所に掲出するもの ※表示面積の合計が禁止地域は5㎡以下、許可地域は10㎡以下のもので許可基準に適合するものに限る。
(2)管理用広告物	自己が所有又は管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき掲出するもの
(3)冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に掲出するもの	葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に表示するもの
(4)講演会等会場敷地内広告物	講演会、展覧会、音楽会等のために、一時的に掲出するもの
(5)自動車に表示するもの	①自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名や自己の事業、営業の内容または同表(6)の①に掲げる事項を表示するもの
(6)非営利目的のための はり紙・はり札・広告旗・ 立看板等	次の掲げるものに該当するもの ①政治活動、宗教活動、労働運動その他営利を目的としない活動のために 行う事項を表示するもの ②表示期間：はり紙、はり札、広告旗及び立看板は30日以内 ③表示面積：はり紙及びはり札は0.5㎡以下 広告旗及び立看板は2㎡以下 ④掲示板：表示の供する部分の面積は2㎡以下 ※非営利広告物等表示・設置届が必要となります。 ただし、次に掲げるものは、届出の必要はありません。 アはり紙(同表(6)ウに掲げるものを除く)、はり札、広告旗又は立看板のうち、表示面又は見やすい場所に表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先並びに表示の始期又終期が明記してあるもの イ掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの ウ届出がなされた掲示板又は同表(6)イに掲げる掲示板に表示するはり紙

3. 許可を受けることにより、禁止地域に掲出できるもの 条例第20条第3項

(1) 自家用広告物	表示面積の合計が5㎡を超える自家用広告物 第1種 禁止地域 10㎡以下 第2種 禁止地域 20㎡以下 第3種 禁止地域 30㎡以下
(2) 道標・案内図板等	道標、案内図板その他公共的目的をもって掲出するもの
(3) 案内誘導広告物	公衆の利便に供することを目的とする広告物で特定の施設等への案内を目的として掲出するもの
(4) 自動車に表示するもの	宣伝車又は路線バスの車体に表示するもの
(5) 指定道路等の区間から視認できないもの	禁止地域に指定する道路等の区間から視認できないもの

4. 許可を受けることなく、禁止物件に掲出できるもの 条例第20条第4項

(1) 自家用広告物	石垣、送電塔、煙突などに掲出する自家用広告物
(2) 管理用広告物	禁止物件に掲出する管理用広告物

参考 屋外広告物の区分

1. 広告坂	土地に建植えされ又は建造物その他物件を利用して取り付け、広告表示が板状で、1面又は2面に表示するもの
2. 広告塔	土地に建植えされ又は建造物その他物件を利用して取り付け、表示面を含め、その構造が多角性、円柱等の立体構造のもの
3. 看板	建造物その他物件と一体的な利用により表示するもの
4. 電柱利用	電柱を利用して巻き付け又は突出等により取り付け表示するもの
5. 街灯利用	街灯を利用して突出等により取り付け表示するもの
6. 標識利用	標識を利用して表示するもの
7. アーチ・アーケード利用	金属等の耐久性のある材料を利用して作成されたものであって、道路上空を横断するアーチ状の工作物又は、アーケードに添加して、表示するもの
8. 宣伝車	自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝車により表示するもの
9. 車体利用	自動車(宣伝車を除く。)の車体を利用して表示するもの
10. 広告幕	布を利用して表示するもの
11. はり紙	紙等に印刷又は手書きされたもので、建築物その他の工作物等に押しピン、テープ、糊等によりはり付け表示するもの
12. はり札	ボール紙、ベニヤ、金属、合成樹脂等の板に表示されたものを建築物その他の工作物等にひも、針金等でつるし、又はくり付ける等、容易にとりはずすことができる状態で設置するもの
13. 立看板	木、金属、合成樹脂等で作られた枠に表示面を付け、容易に取りはずすことができる状態で建築物その他の工作物等に立て掛け、又は針金等で取り付けるもの
14. アドバルーン	綱に綱をつけた気球を掲載し、その綱又は気球に表示するもの
15. 広告旗	木、合成樹脂若しくは金属等の竿に布を付けたものであって、針金等で建造物その他の物件に取り付け、その布を利用して表示するもの
16. 置看板	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたもので、容易に移動できる状態で設置するもの

適用除外広告物における許可等の基準抜粋

1. 自家用広告物

区 分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可不要	表示面積の合計が5㎡以下の場合		
表示面積の合計	10㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)	20㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)	30㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
数 量	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止	屋上への掲出禁止 (中高層住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く)	
色 彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が3色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するものでネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止)
	その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること		

2. 管理用広告物(許可を要しない適用除外の基準)

区 分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下
数 量	2枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色 彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が3色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するものでネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止)
	建築物の壁面からの突出禁止 その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること		

3. 道標・案内図板

区 分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
道標・案内図板（要許可）	1方向の表示面の面積 (広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①道 標 1㎡以下 ②案内図板 3㎡以下 ③説 明 板 2㎡以下 ④そ の 他 3㎡以下	①道 標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説 明 板 4㎡以下 ④そ の 他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下)	
	相互距離	5m以上		
	色 彩	【案内図板以外のもの】 ①彩度の高い色の色数は2色以下②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)		
	その他の表示方法	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること		

4. 案内誘導広告物

区 分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
案内誘導広告物（要許可）	包括的基準	①当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る。 ②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること。	——	
	1方向の表示面の面積 (広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下、かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は1㎡以下		
	横の長さ	2m以下		
	地上からの高さ	3m以下 (市長が特にやむを得ないと認める場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下)		
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km 以下		
	相互距離	5m以上		
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上		
	色 彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること。 ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。 その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること			

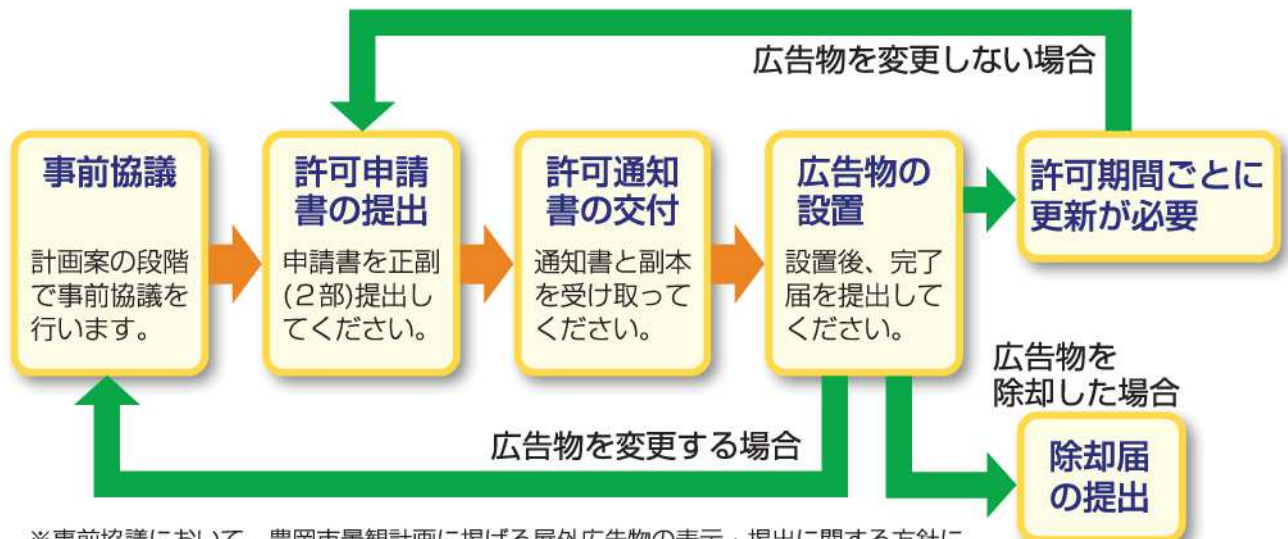
5. その他の適用除外広告物

区 分	基 準	備 考
寄贈者名等表示広告物	〔表示面積〕 0.5㎡以下かつ表示方向からみた物件等の平面面積の1/20以下 〔数 量〕 1物件等につき1枚(基) 〔色 彩〕 彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)	禁止地域 許可地域 共通のもの
講習会等会場敷地内 広告物	〔表示面積〕 10㎡以下、〔地上からの高さ〕5m以下 〔表示場所〕 会場の敷地内に掲出すること 道路から5m以内の場所でのぼりの掲出禁止 〔表示内容〕 催物の案内に必要な事項のみ 〔表示期間〕 開催日の14日前から終了日まで	
自動車に表示するもの (要許可)	○宣伝車 消防自動車または救急自動車と紛らわしくないものとする ○路線バス・その他の自動車(宣伝車を除く) 〔表示面積〕 1側部につき3㎡以下、後部1㎡以下(前部への表示不可)	禁止地域 (第1種禁止地域～ 第3種禁止地域) 共通のもの
指定道路等の区間から 視認できないもの (要許可)	許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること。	
許可地域の自家用広告物、 管理用広告物	〔表示面積の合計〕 10㎡以下 〔数 量〕 3枚(基、個)以下 〔その他の表示方法〕 その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること。	——
禁止物件 (石垣、煙突、タンク類等) の自家用広告物	〔表示面積の合計〕 5㎡以下 〔数 量〕 1物件につき1枚(基、個) 〔色 彩〕 彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	——

許可申請手続き

広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。
 なお、広告物を掲出する場合には、あらかじめ市都市整備課と事前協議を行ってください。

許可手続きの流れ



※事前協議において、豊岡市景観計画に掲げる屋外広告物の表示・掲出に関する方針に基づき、良好な景観を形成するために必要な要請を行う場合があります。

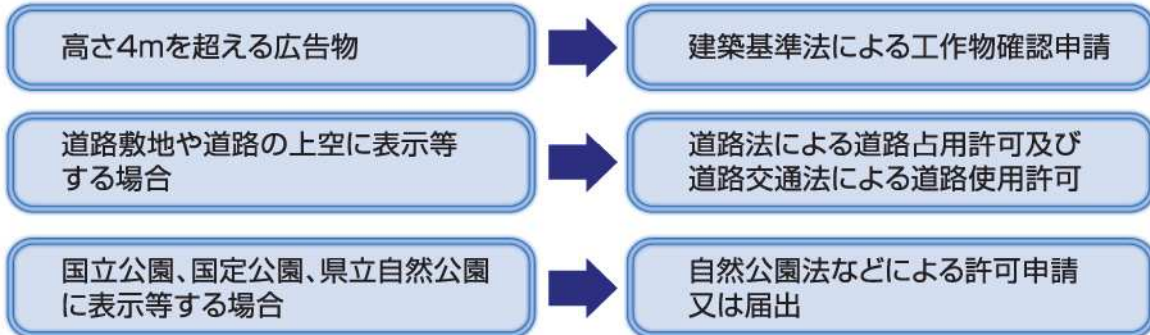
許可申請に必要な書類

提出書類		新規・変更	更新
1	屋外広告物等許可申請書（2部）	●	●
2	付近見取図	●	●
3	掲出場所の状況が分かるカラー写真 （申請の日前3月以内に撮影したもの）	●	●
4	広告物等の形状、材料、構造に関する仕様書・構造図	●	—
5	広告物の色彩、意匠、表示面積を明らかにした模写図	●	—
6	建築物を利用するものは、建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面、既存広告物等の形状、表示面積を明らかにした模写図等	○	—
7	道路等までの距離、他の広告物等までの距離、交通信号機・踏切までの距離を明らかにした図面	○	—
8	他人の土地、物件に掲出する場合は、承諾等があったことを証する書面	○	○
9	屋外広告物自己点検結果報告書	—	●
10	委任状（広告主以外の者が申請を行なう場合）	○	○
11	その他必要と認める図書	○	○

●：提出が必須となる書類

○：該当する場合に提出が必要となる書類

〔広告物の許可申請の他に次のような手続きが必要な場合があります〕



〔許可期間の更新の場合〕

許可期間経過後も引き続き屋外広告物を掲出する場合には、期間満了の30日前（許可期間が30日以内のものにあつては10日前）までに許可期間の更新申請手続きが必要です。

〔許可期間と手数料〕

屋外広告物は、種類によって許可期間と申請手数料が定められています。なお、申請手数料は新規、変更、更新の各許可申請の際に必要なとなります。

広告物の種類		単位	手数料の金額	許可期間
看板並びに 広告板及び 広告塔によ るもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	2年以内
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円 ただし、15㎡を超えるものは、 3,000円に15㎡を超える5㎡又は その端数ごとに、1,000円を加算 した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	1年以内
宣伝車		1台につき	2,000円	
電柱又は街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物		1個につき	300円	
アドバルーン		1個につき	800円	30日以内
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
のぼり又は旗		1個につき	300円	
はり紙又ははり札		100枚につき ただし、100枚未満であるとき、 又は100枚に満たない端数がある ときは、これを100枚とする。	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

その他の事項

広告物の安全性と管理義務

屋外広告物が、強風などにより倒壊、落下し、通行人に被害を与える事故が発生することがあります。また、破損や老朽化などにより見苦しくなり、景観を害するだけでなく、広告物の掲出そのものが悪い印象を与えることがあります。

掲出者や管理者においては、広告物を定期的に点検し、常時補修を行うなど必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

なお、掲出者が県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合は、県内に住所を有する者のうちから管理者を設置してください。

除却の義務

許可期間や掲出期間が満了若しくは許可が取り消された広告物又は、提出する必要がなくなった広告物については、掲出者が責任をもって除却してください。なお、除却した広告物が許可を受けたものである場合は、除却届を提出する必要があります。

広告景観モデル地区

次のいずれかに該当する地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することができます。

- (1) 主要な道路に沿った地域
- (2) 河川、緑地及びこれらの付近の地域
- (3) 駅前、街路沿い、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- (4) 豊岡市景観計画により指定された景観形成重点地区
- (5) 県緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第2項の規定により区分された区域
- (6) その他、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

違反広告物に対する措置

条例の規定に違反する広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却などの是正措置を求め、これに応じない場合には強制的に撤去することがあります。

なお、市長が特に必要と認める違反広告物に対しては、当該広告物等が違反である旨を表示する場合があります。